

指定自立支援医療機関指定申請書
(病院又は診療所)

指 定 区 分		育成医療・更生医療	
保 険 医 療 機 関	名 称	医療法人〇〇会 △△病院	
	所 在 地	山形市〇〇町△△ 1-1	
開 設 者	住 所	山形市〇〇町△△ 1-1	
	氏 名 又 は	医療法人〇〇会 理事長 山形 太郎	
標 榜 し て い る 診 療 科 目		内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、歯科口腔外科、精神科、心療内科、神経内科、放射線科、麻酔科	
担当しようとする医療の種類		脳神経外科に関する医療	
主として担当する医師又は歯科医師の氏名		山形 一郎	
主として担当する医師又は歯科医師の経歴		別紙 1	自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要
自立支援医療を行うための入院設備の定員		自立支援医療を行う診療科の病床数を記載 10人	
<p>指定自立支援医療機関の指定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p>〇〇年 〇月 〇〇日 保険医療機関の開設者 住 所 山形市〇〇町△△ 1-1 氏名又は名称 医療法人〇〇会 理事長 山形 太郎</p> <p>(宛先) 山形市長</p>			

備考

- 1 育成医療・更生医療のうち、指定を希望するものを○で囲むこと。
- 2 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 3 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1) 眼科に関する医療	(9) 心臓移植に関する医療
(2) 耳鼻咽喉科に関する医療	(10) 腎臓に関する医療
(3) 口腔に関する医療	(11) 腎移植に関する医療
(4) 整形外科に関する医療	(12) 小腸に関する医療
(5) 形成外科に関する医療	(13) 肝臓移植に関する医療
(6) 中枢神経に関する医療	(14) 歯科矯正に関する医療
(7) 脳神経外科に関する医療	(15) 免疫に関する医療
(8) 心臓脈管外科に関する医療	

- 4 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 5 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 6 経歴書（別紙1）の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 7 経歴書（別紙1）の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 8 経歴書（別紙1）の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - （1）医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - （2）病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。（例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。）
 - （3）勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を正確に記載すること。
 - （4）非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を正確に記載すること。
 - （5）2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
（例えば、〇〇医科大学整形外科週4日（延〇時間勤務）、〇〇病院週2日（延〇時間勤務）等）
 - （6）大学院については、専門コースを明確に記載すること。（例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等）
- 9 経歴書（別紙1）には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別（講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等）期間、従事日数（1か月又は1週間あたり）、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書（別紙3）を添付すること。
- 10 腎臓に関する医療、腎移植に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ（別紙4）、（別紙5）及び（別紙6）による臨床実績等に関する証明書、症例申立書を経歴書に添付すること。
- 11 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 12 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙7）（連携する医療機関がある場合にあっては、（別紙7）及び（別紙8））による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 13 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙9）（連携する医療機関がある場合にあっては、（別紙9）及び（別紙10））による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 14 歯科矯正に関する医療を担当しようとする場合は、（別紙11）による症例申立書を経歴書に添付すること。